

番号	1 里親支援センターとの連携について
項目	<p>(1) 里親支援センターと里親（里親会）が児童の最善の利益のため、里親支援のため連携していく仕組みを確立。</p> <p>(2) 里親支援センターと里親会の合同会議（年1～2回）を設置し、児童・里親のニーズにあった運営がされるよう見直しをおこなう。</p> <p>(3) 児童の処遇方針を決する会議で、その後の援助方針に変更がある場合、里親から「こどもの生育状況」、「生活の現状」、「地域社会での他者との関係性」などの情報・意見聴取を行ったのち、児童本人の希望を第一に尊重し決定。</p>
	<p>（回答）</p> <p>(1) これまでも、里親会の行事（シンポジウム、レクリエーション等）に里親支援機関の職員も参加し、里親等と交流し意見交換を行っています。里親支援センターとなっても引き続き同様に連携することになります。</p> <p>(2) これまで、年に2回開催される「大阪市里親委託等推進委員会」の運営は、本市が里親支援機関に委託して実施していましたが、令和7年度からは里親支援センターの運営となります。</p> <p>大阪市里親会会長も本委員会にご出席いただいております。本委員会において児童・里親のニーズや里親会としての希望等を共有していただきたいと思いますと考えています。</p> <p>(3) 児童の援助方針を見直すにあたっては、里親支援センターやこども相談センターが里親等や児童本人から児童の生活状況や保育所・学校等での様子等を聴取しています。今後も引き続き、児童の生活状況を最も把握している里親等から情報を聴取し、こどもの意見聴取も行った上で援助方針を決定していきます。</p>
担当	<p>中央こども相談センター里親子包括支援室</p> <p>電話：06-4301-3156</p>

番号	2 安心して委託が受けられるための制度設計
項目	<p>(1) 医療的支援が必要な児童を養育している里親への手当の増額をしてほしい。</p> <p>(2) 養子縁組成立後の里親と児童が、一定期間行政サービスや養育里親と同等の支援が受けられるよう制度改正。</p> <p>(3) 現在、放課後等デイサービスの利用は、保護者が申請するため、利用を断念する実態が見受けられる。措置中は、こども相談センターや市の責任において各種の福祉サービスが里親の申請で利用できるようにする。</p> <p>(4) 知的障がい・発達障がい・精神疾患等を有するこどもの措置は、各種関係機関との調整に十分な協議を行い、里親との情報の共有ができるようにする。措置後に心理職による養育相談等や特別支援学校・支援級の利用について心理職等と連携する。また里親支援センターに心理職を配置。</p> <p>(5) 里親家庭による一時保護について、一時保護期間中のレスパイトケア・施設等の利用も原則可能にする。</p> <p>(6) こどもの習い事・高校生の塾代・ユース活動への参加費など、公費による支弁。</p>
	<p>(回答)</p> <p>(1) 里親手当は、令和6年5月22日付こ支家発第324号こども家庭庁長官通知「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」に基づき支弁しており、現状、里親手当と専門里親手当の2種類となっております。措置費単価は国において毎年見直しされていますが、国の動向および他の指定都市等の状況等を注視しながら、必要に応じて国への要望についても検討してまいります。</p> <p>(2) レスパイト・ケア等の事業は児童を受託中の里親が対象となるため、養子縁組が成立し委託解除となると利用できなくなります。</p> <p>一方、成立後も家庭養護促進協会や里親支援機関（里親支援センター）が養子縁組里親同士の相互交流の場を提供しています。また、真実告知などにかかる個別の相談にも対応しています。</p> <p>(3) 委託児童にかかる放課後等デイサービス等の障がい福祉サービスの利用については、「やむを得ない事由による措置」としての取扱いになるため、保護者や里親の申請ではなく、こども相談センターで委託児童のサービス利用にかかる通知文書を作成し、原則保護者の居住区の区役所に提出します。</p> <p>委託児童のサービス利用については、まずはこども相談センターにご相談ください。</p> <p>(4) 障がいや精神疾患等を有するこどもを委託する場合は、事前に里親等にこどもの状態について説明し、保育所や学校等と協議を行うようにしています。</p> <p>委託後も里親支援機関の心理訪問支援員による助言や、特別支援学校や支援学級、障がい福祉サービスの利用にあたっては、必要に応じてこども相談センターの児童心理司による</p>

再判定の実施や面談を行っています。

里親支援センターには加算職員として心理療法担当職員を配置することができます。大阪市では、令和7年度から里親支援センターを開設する予定であり、現時点では各里親支援センター運営予定者がそれぞれの支援方針に基づき職員配置を検討・調整しているところです。今後の運営状況等を注視していきたいと考えています。

(5) 現行のレスパイト・ケアでは、援助の対象者が本市が委託（措置）した児童を養育している里親等となっており、委託一時保護の児童を養育している里親等は対象となりません。

委託一時保護中に、里親等が体調不良で養育が難しくなった場合には委託一時保護を解除する等の対応を取っています。また、委託一時保護を依頼する際に、冠婚葬祭や出張等の予定をお聞きした上で、養育可能な日程で依頼するようにしています。

(6) 令和6年5月22日付こ支家発第324号こども家庭庁長官通知により、令和5年5月10日付こ支家発第47号こども家庭庁長官通知「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」の一部が改正され、習い事やスマートフォンを用いた学習環境の整備に要する費用として、「教育費」及び「特別育成費」が月額5,000円増額されました。こどもの習い事やユース活動に関する費用については当該項目により支弁されるものと認識しております。

なお、高校生の塾代に対しては、現状、措置費の支弁が不足しているケースがあることやその不足分を里親が持ち出していることは認識しており、こどもが将来の自立に向けて必要な力を身に付ける機会を確保するため、上限のない実費額の支弁を国に要望しているところです。

担当	中央こども相談センター里親子包括支援室 電話：06-4301-3156 こども青少年局子育て支援部こども家庭課 電話：06-6208-8050
----	--

番号	3 里子の自立に向けた支援の拡充 十分な予算措置と、関係機関への周知、次に掲げる項目について支援の拡充
項目	<p>(1) 現状に合った自立支援資金の増額。</p> <p>(2) 資格取得に対する給付金・支援金の支給。</p> <p>(3) 様々な障がいのある里子が、学びなおしやスキル獲得のための事業所、就労移行事業所、就労継続支援事業所等への通所（措置延長の積極活用、自立支援事業への移行）等、こどもの最善の利益に添った運用と支援体制の確立。</p>
	<p>(回答)</p> <p>(1) 自立支援資金貸付事業については、大阪府の所管事業となっており、本市では所管しておりません。</p> <p>(2) 令和6年5月22日付こ支家発第324号こども家庭庁長官通知「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」に基づき支弁される措置費において、就職又は進学に役立つ資格取得又は講習等の受講をするための経費として、特別育成費の中に資格取得等特別加算費の項目が設けられております。支弁にあたっては、上限額や支給回数等の要件がございますが、資格取得に係る費用については当該項目により支弁されるものと認識しております。</p> <p>(3) 令和6年度から、児童自立生活援助事業の実施場所や年齢制限が弾力化されています。障がいのある里子が18歳到達後も引き続き学校に進学する場合や、就労して生活が安定するまでの間など、里親等の支援が必要と判断される場合には措置延長や児童自立生活援助事業の利用を行うことになります。</p> <p>措置延長や児童自立生活援助事業利用にあたっては、里親・里子の意向や事業利用の要件を満たしているか等を確認した上で、こども相談センターが決定しています。</p>
担当	<p>中央こども相談センター里親子包括支援室 電話：06-4301-3156</p> <p>こども青少年局子育て支援部こども家庭課 電話：06-6208-8050</p>

番号	4 家庭養護推進のための公費負担の導入
項目	<p>(1) こども（特に高齢児）の措置にあたっては、制服や学用品等を急いで用意しなければならないケースもある。公費による支弁までの間、相当の金額を立替える必要が生じるため、前払い等により里親家庭の負担が軽減されるようお願いしたい。</p> <p>(2) 一時保護、レスパイトケアの引き受け、養育援助、週末里親等への委託料について、最近の物価上昇を踏まえ、単価の引き上げ。</p> <p>(3) 里親会は支援機関として位置づけられ、里親は里親会に加入することを求める通知が発出されている。里親会活動の充実と里親会の体制強化は、里親養育の孤立化を防ぐとともに、養育スキルの向上に不可欠であり、設置が進む里親支援センターの事業円滑化に資するものは大きい。里親会の体制強化と活動支援のための公費負担。</p>
	<p>(回答)</p> <p>(1) 措置費は、令和6年5月22日付こ支家発第324号こども家庭庁長官通知「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」に基づき支弁しております。交付要綱の規定上、請求根拠書類をもっての支弁となりますのでご理解をお願いいたします。</p> <p>(2) 本市の一時保護委託料、レスパイトケアの費用、一般生活費については、こども家庭庁の令和6年5月22日付こ支家第324号「児童福祉法による児童入所施設措置費等の国庫負担金について」に基づきお支払いしています。措置費単価は国において毎年見直しされていますが、国の動向および他の指定都市等の状況等を注視しながら、必要に応じて国への要望についても検討してまいります。</p> <p>週末里親の場合は、委託料ではなくボランティア活動に対する謝礼として、施設における面会であっても宿泊を伴う活動であっても、一律の金額でお支払いしています。</p> <p>(3) 大阪市としては、大阪市里親会が当事者団体であり、里親の立場に立った活動ができる唯一の団体ということで、里親等交流支援事業を随意契約で委託しているところです。</p> <p>委託事業の実施が、里親の孤立化を防ぎ、養育スキルの向上に資するとともに、大阪市里親会の認知度の向上や大阪市里親会への信頼醸成に繋がっており、結果として大阪市里親会の体制強化になっているものと考えています。</p> <p>本市では、平成19年に「補助金等のあり方に関するガイドライン」を定めており、団体に対する運営費補助のあり方を見直し、事業費補助への転換を図っていることから、団体の活動に対する公費での支援については出来かねます。</p>
担当	<p>中央こども相談センター里親子包括支援室 電話：06-4301-3156</p> <p>こども青少年局子育て支援部こども家庭課 電話：06-6208-8050</p>

番号	5 施設の高機能化・多機能化の推進
項目	<p>(1)施設の多機能化が進まず、里親・ファミリーホームの児童に高齢児が多く、養育も難しくなっている。施設職員の専門性をもって高齢児、養育の難しい児童を養育し、里親・ファミリーホームには低年齢児の児童を措置し、大切な愛着形成を育むことが児童の最善の利益になる。(里親・ファミリーホームでの不調も減少)</p> <p>(2)そのために、施設職員の離職を減少させることが急務、その施策を早くに制定していただきたい。</p>
	<p>(回答)</p> <p>(1)こども相談センターでは、児童の家庭養育優先理念に基づき、どの年齢の児童もまずは里親・ファミリーホームへの委託を検討することとしています。(ただし、児童の行動や特性から家庭養育に適さない児童は除く。)</p> <p>特に乳幼児については、愛着関係の基礎を作る時期であり、温かく安定した家庭で養育されることが大切であると認識しています。</p> <p>ただ、里親等の家庭状況や就労状況、住居の状況等、マッチングの課題があり、低年齢児の委託が困難なこともあります。</p> <p>(2)施設の小規模化・地域分散化等の推進に伴い、児童養護施設等における職員の人材不足の深刻化が見込まれる中、職員の人材確保は喫緊の課題であると認識しているため、職員の離職防止や定着支援等について、対策を検討してまいります。</p>
担当	<p>中央こども相談センター里親子包括支援室  電話：06-4301-3156  こども青少年局子育て支援部こども家庭課  電話：06-6208-8050</p>

